

## 豊明市学校給食センター官民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

豊明市学校給食センター官民連携手法導入可能性調査業務委託

### 2 業務目的

本業務では、学校給食センターの現状と課題を踏まえ、新たな学校給食センターの基本事項を整理するとともに、官民連携手法の導入可能性について調査を行うものである。

### 3 委託期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 基本事項の整理及び計画地の状況把握

##### ①基本的な考え方及び前提条件の整理

昨今の学校給食を取り巻く情勢や現状の学校給食センターの運営状況等を踏まえ、新施設の施設計画、運営計画、業務内容等について、発注者の意向を勘案して検討・整理を行う。

##### ②計画地の状況把握

事業計画地に係る都市計画法や建築基準法などのほう定期条件やインフラの整備状況、周辺環境の状況等を把握し、事業実施にあたっての制約条件を抽出し、整理する。

#### (2) 学校給食センターの整備・運営内容の検討

##### ①導入機能・規模・運営内容の検討

「(1) 基本事項の整理及び計画地の状況把握」の検討結果を踏まえ、新施設に必要な導入機能・規模・運営内容を検討する。

##### ②P S Cの試算

「①導入機能・規模・運営内容の検討」の検討結果を踏まえ、従来型の整備手法（公設公営若しくは公設民営）で実施した場合の設計費・建設費・維持管理費・運営費などの市の財政負担額を試算する。

##### ③事業手法の整理

官民連携手法を含む地方公共団体における学校給食センターの整備・運営手法の動向について把握し、導入可能性のある事業手法の比較検討を行う。

##### ④整備・運営スケジュールの検討

導入可能性のある各事業手法における施設整備・運営スケジュールを検討する。

### (3) 事業スキームの検討

#### ①事業範囲・事業期間の検討

導入可能性のある各事業手法における事業範囲及び事業期間を検討する。

#### ②事業形態・事業方式の検討

サービス購入型・ジョイントベンチャー型・独立採算型などの事業形態、BTO方式・BOT方式などの事業方法について、それぞれの特徴と学校給食センターの特性を踏まえ設定する。

#### ③資金調達の検討

交付金や地方債の適用など、学校給食センターの整備・運営に係る市の資金調達手法を検討する。

#### ④リスク分担等に関する検討

導入可能性のある各事業手法における市と民間事業者のリスク分担について検討する。

### (4) VFMの確認

従来型と導入可能性のある官民連携手法とのコスト比較分析（定量的な分析）と給食サービスの質の分析（定性的な分析）を行い、VFM確保の可能性を検討する。

### (5) 民間企業の事業参入意向調査

本事業を官民連携手法で行う場合の民間事業者等の事業参入の可能性についての条件（採算性や収益性）を分析し、また、民間事業者等の参入意向を把握する。

### (6) 総合評価

(1) から (5) までの検討・調査の結果を踏まえ、本事業を官民連携事業として実施することの適合性・実現性等を評価し、その結果、効果があると認められる場合、事業の実施にあたっての課題について整理する。

## 6 成果品

### (1) 業務の成果品は次のとおりとする。

#### ①報告書 3部

#### ②電子データ 1枚（CD-R）

### (2) 成果品の帰属

成果品は、すべて市に帰属する。市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

## 7 留意事項

### (1) 法令等の遵守

業務の実施のあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者にもらしてはならない。

(3) 費用の負担

本業務に関する費用は受託者の負担とする。

(4) 貸与資料

業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに市に返却するものとする。

(5) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

(6) その他

本業務の受託者及び協力会社は、この契約に関連する事業が官民連携手法に基づく事業として実施される場合は、秘密の保持、情報の公平性及び公正さの担保の観点から、当該事業を実施する民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業になることはできないものとする。